

ショートステイセンター 季

事業所番号：3771300641

住所：香川県木田郡三木町下高岡 2310-1 TEL：087-898-1380 FAX：087-898-1366

■ 利用料金が介護保険によって定められている金額

単位：円（1日あたり）

ご契約者の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス料金	6,450	7,150	7,870	8,560	9,260
介護保険から 給付される金額	5,805	6,435	7,083	7,704	8,334
自己負担額	645	715	787	856	926

■ その他の利用料金

単位：円（1日あたり）

	4 段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		3 段階②	3 段階①	2 段階	1 段階
① 食事提供費	1,445	1,300	1,000	600	300
② 居室代（従来型個室）	1,183	820	820	420	320
居室代（多床室）	890	370	370	370	なし

※食事代内訳 朝食：300円 昼食：620円 夕食：525円

※食事代・居室代の負担限度額（所得に応じ市町村により負担が軽減されます） → 手続きが必要となります。

③ 送迎費（居宅と事業所間の送迎） 片道 1 回につき 184 円

④ 若年性認知症入所者受け入れ加算 1 日 120 単位

⑤ 認知症専門ケア加算 1 日 3 単位

⑥ 介護職員処遇改善加算 I 各種加算を加えた額の介護保険料に 8.3% が加算され、うち 1 割が利用者負担になります。

⑦ 特定処遇改善加算 II 各種加算を加えた額の介護保険料に 2.3% が加算され、うち 1 割が利用者負担になります。

⑧ 介護職員等ベースアップ等支援加算 利用料金の 1.6% が加算されます。

⑨ サービス提供体制強化加算 III 1 日 6 単位

⑩ 短期生活長期提供減算 連続して 30 日を超えた場合、31 日目以降の利用料金から 30 単位が減算となります。連続して 60 日を越えた場合、61 日目以降は、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数となります。

■ 介護度別 31 日利用した場合のおおよその利用料金

個室

単位：円

1 割負担	利用料金 + 食費 + 居住費				
	4 段階	3 段階②	3 段階①	2 段階	1 段階
要介護 1	130,773	118,073	110,573	90,573	80,573
要介護 2	126,013	112,297	104,197	82,597	71,797
要介護 3	113,188	97,948	97,948	64,948	52,948
要介護 4	115,948	100,708	100,708	67,708	55,708
要介護 5	118,748	103,508	103,508	70,508	58,508

※連続して 30 日以上利用の場合 31 日目は全額自己負担（利用料金・居室・食事代ともに同様）

※加算に関しては含んでいません。

多床室

単位：円

1 割負担	利用料金 + 食費 + 居住費				
	4 段階	3 段階②	3 段階①	2 段階	1 段階
要介護 1	121,690	106,823	99,323	89,313	72,573
要介護 2	116,930	100,147	92,047	81,247	63,157
要介護 3	104,105	84,155	75,155	63,155	43,055
要介護 4	108,865	86,915	77,915	65,915	45,815
要介護 5	109,665	89,715	80,715	68,715	48,615

※連続して 30 日以上利用の場合 31 日目は全額自己負担（利用料金・居室・食事代ともに同様）

※加算に関しては含んでいません。